

耐震改修工事等物件調書

申請者： _____

区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 部分耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置 <input type="checkbox"/> 防災ベッド設置		所在地	真庭市		
工事概要	①補助事業に要する 事業費（円）	②補助対象金額 （千円）	③補助金基礎額 （千円）	④補助金申請額 （千円）	⑤申請者負担額 （①－④） （千円）	
全体改修の目標性能： 上部構造評点 ____ → ____ 部分改修の目標性能： 特定居室の部分評点 内容：						
合 計						

- ①補助事業に要する事業費は、請負契約する契約予定額（見積額）のうち耐震化工事等以外に要する費用を除いた額
- ②補助対象金額は、第4条に規定する補助対象経費の合計額とする。（消費税仕入控除税額が含まれる場合は、除いた金額とする）
- ③補助金基礎額は、②の補助対象金額に、耐震改修工事の場合は5分の4を乗じて得た額、部分耐震改修工事、耐震シェルター及び防災ベッド設置の場合は2分の1を乗じて得た額（ただし木造住宅の所有者が低所得者等の場合は5分の4）。（千円未満切り捨て）
- ④補助金申請額は、③の補助金基礎額とする。ただし、耐震改修工事は115万円、部分耐震改修工事、耐震シェルター設置工事及び防災ベッド設置工事は80万円を上限とする。※利子補給制度を活用した場合の上限は、耐震改修工事は57.5万円